

2024 年

災害応急用ポンプ設備の利用手引き



東北農政局農村振興部
東北農政局土地改良技術事務所

I. 災害応急用ポンプ設備の利用

1. 適用範囲

土地改良技術事務所では、集中豪雨時の農地湛水排除や干ばつ時の用水補給などの緊急時に対応するため、災害応急用ポンプ設備（以下「応急ポンプ」という。）を保有・管理しています。

利用者は、表 1 に示す用途に応じて利用することができます。（農林水産省令第 2 条※）

【表 1. 応急ポンプの適用区分】

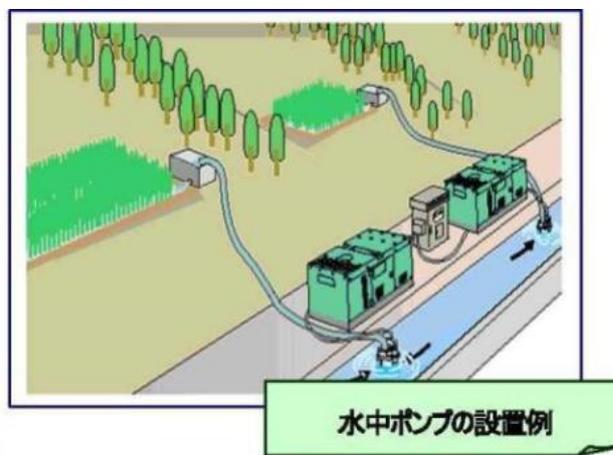
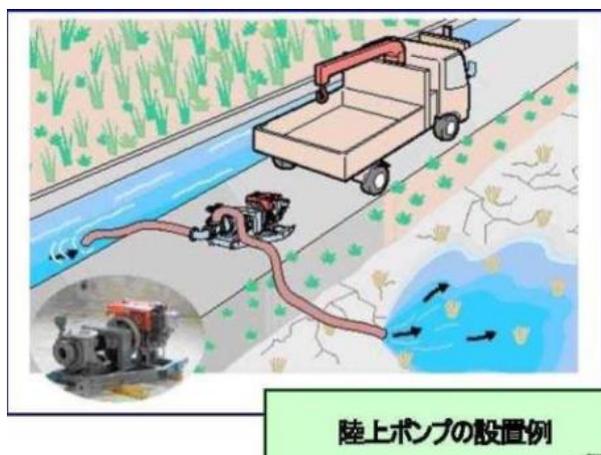
目 的	利用対象者	備 考
災害応急対策及び干ばつ時などの用水補給に使用する。	災害の応急復旧などを行う者。	災害とは、自然災害（豪雨・長雨・干ばつ・地震など）・事故・人災をいう。災害による被害は、実際に受けた時のほか、被害を受ける恐れがある場合も含む。
農林水産省所掌事業に関する工事に使用する。	当該工事を行う者。	農林水産省所掌事業に関する工事には土地改良事業を含む。
教育・試験・研究に関して使用する。	地方公共団体、その他適当と認められる者。	適当と認められる者には、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。

◎ 利用対象者は、該当する各種法人や団体に限られ、個人での利用はご遠慮いただいております

2. 経費について

応急ポンプの使用料は無料ですが、（農林水産省令第 2 条※）、応急ポンプの運搬、据付・撤去・運転・管理（整備、燃料、消耗品等にかかる経費、修理）は利用者（借受者）の自己負担となります。

ただし、大規模災害等での利用の場合には運搬・据付・撤去及び修理にかかる費用については無償となる場合があります。（農林水産省令第 4 条※）



Ⅱ. 貸付手続き

土地改良技術事務所で所有・管理する応急ポンプは「Ⅲ. 保有ポンプ一覧表」に掲載しております。この中から、希望するポンプの種類（口径等）、台数等を決め、下記問い合わせ先まで、ご連絡下さい。利用目的が制度上適当か、希望するポンプが貸出可能な状況か等の確認を行います。適当と認められる場合は、借受申請書を提出して頂き手続きを開始します。

1. 問い合わせ先

(1) 平日（通常時）の問い合わせ先

担当：東北農政局土地改良技術事務所 施設・管理課

TEL：022-295-5544（代表）

022-295-5547（直通）

FAX：022-297-6637

※ 就業時間は平日の8：30～17：15です。

(2) 緊急時（夜間及び閉庁時（土・日曜日、祝祭日））の連絡先

担当：東北農政局土地改良技術事務所

施設・管理課長

携帯① 080-5734-5291

専門技術指導官（施設管理）

携帯② 080-5734-5290

※携帯①が不在の場合は②におかけ下さい。番号は連絡の順位を示します。

2. 借受等に必要書類

借受等に必要各書類の様式及び記載例は、下記アドレスの東北農政局ホームページからダウンロード出来ます。

(<https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kokuei/totikai/pump/index.html>)

令和6年度 災害応急用ポンプ等保有・貸出し総括表

令和6年6月20日時点

品名	仕様			口径別 保有台数 ①	貸出中 ②	貸出 可能 ③=①-②	備考
	口径	揚程 (m)	吐出量 (m3/min)				
陸上ポンプ	φ100	20.0	1.0	2	0	2	
	φ150	10.0	2.0	4	0	4	
		20.0	2.0	1	1	0	
	φ250	5.0	8.0	3	3	0	
水中ポンプ	φ100	15.0	1.0	2	2	0	水中ポンプ用分電盤とセットで貸出
	φ150	15.0	2.0	1	1	0	
		25.0	2.0	3	0	3	
		30.0	2.0	6	0	6	
	φ200	10.0	4.0	3	0	3	
		15.0	4.0	9	8	1	
排水ポンプパッケージ	φ200*2 台/基	10.0	10.0	4	1	3	
排水ポンプ車	φ200*4 台/車	10.0	20.0	1	1		※直営対応
	φ200*6 台/車	10.0	30.0	1	1		※直営対応
	φ300*1, φ150*1 台/車	10.0 30.0	15.0 4.0	1	0		※直営対応
可搬式ディーゼル発電機	80/100kVA			4	1	3	
	37/45kVA			2	2	0	